

いずみの森義務教育学校の部活動に関する活動方針

前文 部活動改革について

1 基本的な方針

八王子市では、少子化や教員の働き方改革など、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、国や都が示す部活動のあり方に則り、部活動改革を段階的にすすめているところです。八王子市の部活動改革では、これまでのような「部活動は学校で行われるもの(学校が担うもの)」という認識を転換し、学校も含めた「地域の子どもは地域で育てる」仕組みづくりを目指しています。

本校でも、八王子市の方針に則り、部活動改革を進めてまいります。基本的な考え方として、単に部活動を減らすのではなく、学校(自校)のみで行ってきた活動を、地域や他校と力を合わせて、子どもたちの活動の場を広げていく放課後の過ごし方改革を目指しています。後期課程の生徒の放課後の活動は学校の部活動のみという考え方ではなく、学校の部活動がない日や休日は、スポーツクラブの活動や地域の文化的活動、ボランティア活動等に参加するなど、子どもたちが幅広い活動を経験できるようにしていきたいと考えています。

2 具体的な方向性

○八王子市の方針に則り、令和9年度4月には部活動改革の完成形をスタートさせることを目指し、令和7・8年度は、それに向けた移行期間とします。

- ・現7年生、8年生の活動は保障します。現7年生が引退する令和8年度途中までは、現在の活動日数、活動時間を基本的に踏襲していきます。
- ・新入部員の募集については、令和9年度の完成形を示したうえで、募集をします。
- ・今後の部員数や教員の配置等によっては、新規募集をしないことや廃部とすることもあります。

○令和9年度の完成形に向かう中で、新たな形態(地域移行や広域部活動)が可能となれば、そちらを検討していくこともあります。

1. 学校における部活動の方針

(1) 【運動部】生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質および能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように取り組む。

【文化部】生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように取り組む。

- (2) 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 開設については校長が認めたものとし、活動したい児童・生徒と、活動させたい顧問(教職員)と、活動方針に賛同する保護者の三者によって成立する。
- (4) 7・8・9年生の所属人数、活動場所等から総合的に判断し5・6年生の募集を行わない部活もある。
- (5) 入部を希望する場合は見学・仮入部を経て、5・6年生は1年間・7・8・9年生は3年間続けられるかよく考えた上入部をするようにする。ただし、誰もが入部しなければならないというものではない。
- (6) 部員が顧問の指示や部の方針に従わなかった場合、あるいは無断欠席が多く認められる場合などは、話し合いの上、最終的に退部してもらう場合もある。
- (7) 部員の減少、顧問の異動、活動状況などによっては廃部になることもある。
- (8) 部によっては、必要経費を部費として集金したり、用具・練習着・ユニフォームなど個人で購入が必要になったりする場合がある。その場合は、必ず年度末に会計報告を保護者に渡す(会計報告は管理職の決裁を受けたもの)。
- (9) 大会参加や練習試合などで交通費が必要になることもある。ただし、5・6年生は大会や練習試合への参加、土日の活動に制限がある場合がある。
- (10) 平日の活動時間は18時まで、月曜日が5時間授業の場合は17時までとする。

2. 適切な休養日等の設定方針

(1) 休養日

- ①学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- ②長期休業中の休養日の設定についても、①に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③兼部の場合の休養日も調整をして①に準ずるものとする。

(2) 活動時間

1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

3. 仮入部と本入部について

(1) 仮入部

	5・6年生	7・8・9年生
①期間	7月の指定された期間 ・午後5時までの活動とする。 ・保護者も随時見学可能である。 ※前年と同じ部活を継続する6年生のみ、仮入部はなし⇒(2)本入部へ ※4月の部活動説明会には、7年生と一緒に参加する。	部活動説明会翌日～指定された日まで ・7年生は午後5時までの活動とする。 ・保護者も随時見学可能である。
②注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮入部する場合は、仮入部届に必要な事項を記入し(保護者印が必要)、当日の朝学活で担任の先生に、自分で提出する。なお、仮入部は毎回届け出をさせる。 ・電話番号はケガなどの緊急時連絡用として使用する。顧問からその日連絡できる番号を仮入部届に記入してもらう。(その日は仮入部で下校が午後5時になることを、保護者の方に必ず伝えておくこと。) ・仮入部期間中は、いくつかの部でも何度でも仮入部できる。 ・可能であれば一日のうちに複数の部に参加することもできる。 	

(2) 本入部

	5・6年生	7・8・9年生
①入部届	提出は7月の指定された日まで ※前年と同じ部活を継続する6年生のみ、4月の指定された日までに入部届を出せば、4～6月も活動可能。 ・その後も部によっては入部を認める。	提出は指定された日まで ・その後も部によっては入部を認める。
②注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入部する部が決まったら、入部届を提出する。(仮入部期間中でも構わない) ・6～9年生で、前年度と同じ部に入部の継続を希望する場合でも、速やかに入部届を提出する。また、新しく他の部に入部を希望する場合は、前年度お世話になった顧問に必ず挨拶をする。 ・入部届提出後は、最終下校まで活動可となる。 ※各部活動の活動時間・場所などについては1F北階段の部活連絡黒板で確認後、その指示で活動する。 ・運動部は指定された更衣室で着替える。部の指示に従うこと。 	

4. 退部・転部・兼部について

- (1) 退部や転部を希望する場合は、以下のとおりとする。
 - ① 担任や活動している部の顧問と話し合いをもち、了承を得る。
 - ② 退部の場合、それまで活動していた部の顧問に退部届を提出し、受理されれば手続き完了となる。
 - ③ 転部の場合、前顧問に了承を得た後、新しく入部したい部の顧問に許可を取る。退部と同様にそれまで活動していた部の顧問に退部届を提出し受理してもらう。その後、新しく入部したい部の顧問に入部届を提出し、受理されれば活動が可能。
- (2) 兼部を希望する場合については以下のとおりとする。
 - ① 主として活動する部の顧問に相談し、話し合いを持つ。
 - ② ケースによっては、顧問間の話し合いを受けて、兼部を部員に相談する場合がある。
 - ③ 部員ファーストで、体力・気力・物理的な時間等に影響のない範囲であることとする。
 - ④ ①②のいずれのケースにおいても、主として活動する部の活動に影響のないことと、部員とその保護者および主として活動する部の顧問と兼部をする顧問の了解のもと、兼部活動することができる。なお、その際には双方の顧問あてに入部届を提出すること。
 - ⑤ 兼部は運動部・文化部を問わない。

5. 定期テスト前の活動について

原則として、定期テスト1週間前からは活動ができない。ただし、特別な事情で活動する場合は、後期課程のみ以下の規約に基づき活動するものとする。

- (1) 原則として、試験期間中または試験終了直後に「公式戦」またはそれに準ずる試合や大会に出場する場合。
- (2) 活動日は、テスト1週間前～テスト前日に限る。(テスト当日は不可)
- (3) 活動時間は、準備片付けを含めて平日は17:30完全下校(5時間授業の日は16:30)、休日は配慮された時間とする。

6. 部活動に関する注意事項

- (1) 原則、活動の際はすべての荷物を活動場所に持っていくこと。なお、更衣室で着替えて帰る場合も、活動場所から荷物を持ってきて着替えて帰ること。
- (2) 活動後は練習着のまま下校してもよい。5・6年生のみ、体育着で下校する場合は名前が見えないように配慮する。
- (3) 欠席や早退は必ず顧問の先生に連絡し許可を得ること。無断欠席は部活動規約違反として扱うものとする。なお、休日は学校の電話が使えないため(自動応答電話に設定)、連絡はHome & Schoolで行う。
- (4) 終了時刻・最終下校時刻を守ること。
- (5) 朝練は7:30～8:10とし、早く来すぎたり朝学活に遅れたりしないように注意すること。5・6年生の朝練は不可。
- (6) 対外試合など校外での活動後、買い食いや歩きながらの飲食、許可された場合以外の携帯電話の操作などをしないこと。
- (7) 自分の活動日に活動がない友達を待たせたり、自分の活動がない日に活動のある友達を待たせたりしないこと。また、活動後は速やかに下校すること。
- (8) 不審者から身を守る手段として、部活帰りは、同じ方面に下校する生徒でまとまって帰ることを心がける。
- (9) 練習着や部活の用具は、部活動の活動時以外は使わないこと。
- (10) 再登校で活動させる場合は、指示された時間前に校舎内に入ることができない。
- (11) 再登校を免除する条件が整えば、申請により許可させることができる。(12. 部活動再登校免除について 参照)
- (12) 休日の活動は必要以外の所に勝手に入らないこと。(窓を開けたり電気をつけたりもしないこと。)
- (13) 健康管理に注意して、体調の悪いときは無理をしないこと。
- (14) 部活動よりも、授業・係や委員会活動・清掃を優先させること。
- (15) 活動場所の片付け・整備と清掃は、各部の責任で行うこと。
- (16) 練習場所の割り振りについては、各部で調整をすること。
- (17) 注意事項を守れない場合は、活動できなくなる場合もある。

7. 顧問が休暇・出張等で不在の場合

活動は原則禁止とする。ただし、大会前等で活動しなければならない場合、または顧問の特別な事情により活動場所にいられない場合は、顧問が管理職に相談し、承認の上、代理顧問に願い出て活動できる。その際は、代理顧問はもちろん、部員全員が代理顧問の先生の存在を把握しておくこと。

8. 廃部する場合

- (1) 管理職が実情を部員に説明した上で、残留か転部かの意志を確認する。
- (2) 廃部が決まった場合、新入部員の募集を止め、廃部決定時の7～9年生が卒業または退部するまで管理顧問を置き、部活を運営する。
- (3) 廃部期限までに新顧問が異動してきた場合等は、存続可能とする。なお、廃部する部がある場合、新規の部は立ち上げない。

9. 部活動勧誘のポスターについて

- (1) 以下のルールでポスター掲示を許可する。顧問は部員に連絡をすること。
 - ①各部で5枚まで掲示可。B4の白画用紙を使用すること。
 - ②ポスターは縦書き、横書きを問わないが、部名・顧問・部長・活動日・活動場所は必ず明記すること。
 - ③顧問の先生に必ずチェックを受けること。

(2) 掲示可能な場所

4・5月	6・7月
①7年生が使用する階段の壁	①5・6年生が使用する階段の壁
②7年生の教室前の壁	②5・6年生の教室前の壁
③7年生の昇降口（廊下の壁）	③5・6年生の昇降口（廊下の壁）
※5月末までには各部の責任ですべてはがすこと。	※7月末までには各部の責任ですべてはがすこと。

10. 部長会について

- (1) 各部活動の部長を招集し、部長会を開くことができる。
 - ①部長会は不定期に開き、活動する部活動の全体に関わることなどを話し合う。
 - ②部長会の招集は生活指導部部活担当が行うか、部長生徒が生活指導部部活担当と協議の上招集することができる。
 - ③各部活動は、部活動規約と部長会の決定に従って活動を行わなければならない。

11. 部活動再登校免除について

- (1) 会議や保護者会等実施の時間帯には、原則として部活動は行わず、児童・生徒は会議等終了後に再登校して部活動を開始するものとしている。しかし、自宅が遠い等で、電車・バス等の交通機関を使用して登校している児童・生徒のうち、希望者には部活動のための再登校の免除を許可している。

※原則、往復1時間30分登下校に時間を要する児童・生徒に限る
- (2) 再登校免除希望者は、所定の申込用紙にて顧問に申請する。
- (3) 待機場所（図書室）では担当教員の指示に従い、読書や自習を行い、会議等の支障とならないものとする。待機所以外で過ごすことは不可。
- (4) 申し込みのない児童・生徒については、電車・バスによる通学をしている児童・生徒であっても会議日等の部活動は再登校とする。

12. 部活動保護者会について

5月2日(金)に7～9年向け、7月に5・6年生向けの部活動保護者会を実施予定